

別記様式第1号(第四関係)

し べ ち や  
標茶地区活性化計画(変更)

北海道川上郡標茶町

平成26年2月

# 1 活性化計画の目標及び計画期間

計画の名称	標茶地区活性化計画(変更)						
都道府県名	北海道	市町村名	川上郡標茶町	地区名(※1)	標茶地区	計画期間(※2)	(平成25年度) 平成25～27年度

目標 : (※3)  
 酪農を基幹産業とする本町は、農業従事者の高齢化や後継者の担い手不足により、地域の活力が低下しております。地域の農業を持続的に発展させるためにも、農業後継者対策はもちろんのこと、高齢者・女性等のサークル活動を含めた地域コミュニティの対策も重要です。  
 そのため、新規就農研修生に対する住宅の確保、研修の場を整備しスムーズな就農による定住を促進し農業地域の活性化を図るとともに、地域コミュニティ活動の拠点であり災害発生時には避難場所となる公共施設の耐震補強等の機能強化を実施することにより、安心して地域コミュニティ活動を行える環境をつくり住民誰もが望む安全で平穏な日常生活が確保された社会を実現し、定住人口の確保を平成27年度時点で1.26%増加させることを目指します。  
 【定住人口の確保】〔現状〕 H22～24年度 転入926名、転出1,107名、転出入率83.65%  
 【目標】 H25～27年度 転入940名、転出1,107名、転出入率84.91% → 計画区域における定住人口の確保(ポイント) 1.26%  
 (目標の転入率ー現状の転入率)

目標設定の考え方

地区の概要:  
 本町は、北海道釧路管内のほぼ中央に位置し、東は厚岸町及び根室管内中標津町並びに別海町、西は鶴居村、南は釧路町、北は弟子屈町に接し、東西58.9km、南北60.5kmで総面積1,099.41km<sup>2</sup>の広大な土地を有する酪農を基幹産業とする町です。  
 地勢は丘陵地帯と平野部に大別され、丘陵部は山岳が少なく、標高は60mから300mで概ね丘陵起伏をなしています。また、釧路川及び別寒辺牛川、西別川の各河川流域は平坦で、湿地帯が広く分布しており、特に、指定面積26,861haの釧路湿原国立公園のうち、その45%、11,993haが本町内にあります。この釧路湿原はタンチョウをはじめとする貴重な動植物が生息する野生生物の楽園となっており、人々の心に安らぎを与えてくれる景観や環境が町中を包み込んでいるといえます。人口は昭和35年の17,424人をピークに減少が続いています。  
 本町は、国の巨大地震対策における日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震の強震動区域に含まれており、これまでも平成5年の釧路沖地震(M7.8)や平成8年の北海道東方沖地震(M8.1)などの大地震に見舞われて被害が発生しています。

現状と課題  
 本町の産業構造の特徴としては、第1次産業が主流となり第2次産業は第1次産業における生産物の加工が中心、第3次産業は小売店の商業サービスが中心となっています。酪農・畜産は本町の基幹産業として重要な役割を果たすとともに、地域経済の発展に大きく貢献してきましたが、一方では、近年は農家戸数の減少、後継者不足や高齢化など農村地域の活力低下が懸念されており、後継者の確保や担い手対策が課題となっています。  
 また、高齢者・女性等を中心とした地域コミュニティ活動の拠点であり災害発生時には避難場所となる公共施設を耐震診断した結果、構造上耐震度が基準を満たしていない施設があることが判明しており、過去の被災経験を踏まえた上で、今後の発生について懸念される強震動に対する耐震性能を備え、有事の際の避難所・防災センター機能の充実が急務であります。

今後の展開方向等(※4)  
 定住等を促進し地域の活力を向上させるためには、基幹産業である酪農の後継者や担い手の問題を解消するための新規就農者研修施設「しべちや農楽興(仮称)」を設置し、新規就農希望者、酪農体験希望者などを受け入れ、就農を目指した経営技術等の習得の場とし、定住人口の確保を目指します。  
 また、高齢者・女性等によるサークル活動などの地域コミュニティ活動を促進していく必要があります。地域コミュニティ活動の拠点であり災害発生時には避難場所となる公共施設のうち、施設の構造上耐震度が基準を満たしていない施設については、本事業の活用により早急に耐震補強等の機能強化を図り、高齢者・女性等が安心して地域コミュニティ活動を行える環境をつくるとともに、住民誰もが望む安全で平穏な日常生活が確保された社会の実現を目指します。  
 また、施設面の整備だけではなく、災害発生時の初期活動として、高齢者世帯や障がい者などの要援護者の安否確認や避難誘導など、平時からその体制を構築しておくことが重要であり、町内会地域会の自主防災組織の設立と改良を加えた地域防災訓練等の実施を促進します。

- 【記入要領】
- ※1 「地区名」欄には活性化計画の対象となる地区が複数ある場合には、すべて記入する。
  - ※2 「計画期間」欄には、法第5条第2項第4号の規定により、定住等及び地域間交流を促進するために必要な取組の期間として、原則として3年から5年程度の期間を記載する。
  - ※3 「目標」欄には、法第5条第3項第1号の規定により、設定した活性化計画の区域において、実現されるべき目標を、原則として定量的な指標を用いて具体的に記載する。
  - ※4 「今後の展開方向等」欄には、「現状と課題」欄に記載した内容を、どのような取組で解消していくこととしているのかを、明確に記載する。  
 また、区域外で実施する必要がある事業がある場合には定住等及び地域間交流の促進にどのように寄与するかも明記する。

## 2 定住等及び地域間交流を促進するために必要な事業及び他の地方公共団体との連携

### (1) 法第5条第2項第2号に規定する事業(※1)

市町村名	地区名	事業名(事業メニュー名)(※2)	事業実施主体	交付金希望の有無	法第5条第2項第2号イ・ロ・ハ・ニの別(※3)	備考
標茶町	標茶地区	地域住民活動支援促進施設(高齢者・女性等地域住民活動・生活支援促進機械施設)	標茶町	有	ニ	H25
標茶町	標茶地区	新規就業者技術習得管理施設(新規就業者技術習得管理施設)	標茶町	有	イ	H26

### (2) 法第5条第2項第3号に規定する事業・事務(※4)

市町村名	地区名	事業名	事業実施主体	交付金希望の有無	備考

### (3) 関連事業(施行規則第2条第3項)(※5)

市町村名	地区名	事業名	事業実施主体	備考
標茶町	標茶地区	新規就農支援事業	標茶町	

### (4) 他の地方公共団体との連携に関する事項(※6)

--

#### 【記入要領】

- ※1 「法第5条第2項第2号に規定する事業」欄には、定住等及び地域間交流を促進するために必要であって、かつ、農林水産省所管の事業について記載する。なお、活性化計画の区域外で実施する事業は、備考欄に「区域外で実施」と記載する。
- ※2 「事業名(事業メニュー名)」欄に記載する事業のうち、交付金を希望する事業にあつては、農山漁村活性化プロジェクト支援交付金実施要領別表1の「事業名」とあわせ、( )書きで、「事業メニュー名」を記載すること。
- ※3 「法第5条第2項第2号イ・ロ・ハ・ニの別」の欄には、交付金希望の有無にかかわらず、該当するイ・ロ・ハ・ニのいずれかを記載する。
- ※4 「法第5条第2項第3号に規定する事業・事務」欄には、上段の(1)の表に記載した事業と一体となって、その効果を増大させるために必要な事業等を記載する。
- ※5 「関連事業」欄には、施行規則第2条第3号の規定により、上段(1)及び(2)の事業に関連して実施する事業を記載する。
- ※6 「他の地方公共団体との連携に関する事項」欄には、法第5条第3項第2号の規定により、他の地方公共団体との連携に関する具体的な内容について記載する。

### 3 活性化計画の区域(※1)

標茶地区(北海道川上郡標茶町)	区域面積(※2)	109,941ha
区域設定の考え方(※3)		
<p>①法第3条第1号関係: 農地及び林地が当該区域内の土地の相当部分を占めており、農林漁業従事者数等からみても、農林漁業が重要な事業となっている地区である。 【面積】区域面積1,099.41km<sup>2</sup>のうち、農林地940.14km<sup>2</sup>の占める割合が、85.51%(H21全国都道府県市区町村別面積調等より) 【就業人口】就業者総数4,487名のうち、農林漁業従事者数1,323名の占める割合が、29.49%(H22国勢調査より)</p>		
<p>②法第3条第2号関係: 国勢調査によれば平成17年から22年までに人口は651人減少し、なかでも地域の基幹産業を支える第1次産業の農業の15歳から64歳の就業者数が134人減少している。人口の減少等による地域活力の低下が懸念されていることから、新規就農による定住人口の増加を図ることが地域の活性化にとって有効かつ適切であるとともに、高齢者・女性等の交流の場であり地域コミュニティ活動の拠点となる公共施設の整備により交流を含めた地域コミュニティ活動の活性化を図る必要がある。また、本計画は標茶町第4期総合計画や標茶町農業経営基盤強化促進基本構想等における地域づくりの方針と整合性が図られている。</p>		
<p>③法第3条第3号関係: 本町は釧路管内のほぼ中央に位置する酪農を基幹産業とする全国有数の酪農地帯で、人口は平成22年10月現在で8,285人、総面積は1,099.41km<sup>2</sup>で人口密度は7.5人/km<sup>2</sup>(全国都道府県市区町村別面積調より)。人口、人口密度、農地の状況などから、既に市街地を形成している区域は含んでいない。</p>		

#### 【記入要領】

※1 区域が複数ある場合には、区域毎にそれぞれ別葉にして作成することも可能。

※2 「区域面積」欄には、施行規則第2条第2号の規定により、活性化計画の区域の面積を記載する。

※3 「区域設定の考え方」欄は、法第3条各号に規定する要件について、どのように判断したかを記載する。

#### 4 市民農園(活性化計画に市民農園を含む場合)に関する事項

該当なし

##### (1)市民農園の用に供する土地(農林水産省令第2条第4号イ、ロ、ハ)

土地の所在	地番	地目		地積(m <sup>2</sup> )	新たに権利を取得するもの			既に有している権利に基づくもの			土地の利用目的		備考
		登記簿	現況		権利の種類(※1)	土地所有者		権利の種類(※1)	土地所有者		農地(※2)	市民農園施設	
						氏名	住所		氏名	住所			

##### (2)市民農園施設の規模その他の整備に関する事項(農林水産省令第2条第4号ハ)(※4)

整備計画	種別(※5)	構造(※6)	建築面積	所要面積	工事期間	備考
建築物						
工作物						
計						

##### (3)開設の時期 (農林水産省令第2条第4号二)

##### 【記入要領】

- ※1 「権利の種類」欄には、取得等する権利について「所有権」「地上権」「賃借権」「使用貸借」などについて記載する。
- ※2 「市民農園整備促進法第2条第2項第1号イ・ロの別」欄には、イまたはロを記載する。
- ※3 「種別」欄には市民農園施設の種別について「給水施設」「農機具収納施設」「休憩施設」などと記載する。
- ※4 (1)に記載した市民農園の用に供する市民農園施設のうち建築物及び工作物について種別毎に整理して記載する。
- ※5 「種別」には(※3)のうち、建築物及び工作物である施設の種別を記載する。
- ※6 「構造」については施設の構造について「木造平屋」「鉄筋コンクリート」などと記載する。
- ※ 市町村は、市民農園の整備に関する事業を実施しようとする農林漁業団体等より、市民農園整備促進法施行規則(平成2年農林水産省・建設省令第1号)第9条第2項各号に掲げる図面の提出を受けておくことが望ましい。

5 農林地所有権移転等促進事業に関する事項

該当なし

事 項	内 容	備 考
(1) 農林地所有権移転等促進事業の実施に関する基本方針(※1)		
(2) 移転される所有権の移転の対価の算定基準及び支払の方法(※2)		
(3) 権利の存続期間、権利の残存期間、地代又は借賃の算定基準等		
① 設定され、又は移転される地上権、賃借権又は使用貸借による権利の存続期間に関する基準(※3)		
② 設定され、又は移転される地上権、賃借権又は使用貸借による権利の残存期間に関する基準(※4)		
③ 設定され、又は移転を受ける権利が地上権又は賃借権である場合における地代又は借賃の算定基準及び支払の方法(※5)		
(4) 農林地所有権移転等促進事業の実施により設定され、又は移転される農用地に係る賃借権又は使用貸借による権利の条件その他農用地の所有権の移転等に係る法律事項		
① 農林地所有権移転等促進事業の実施により設定され、又は移転される農用地に係る賃借権又は使用貸借による権利の条件(※6)		
② その他農用地の所有権の移転等に係る法律関係に関する事項(※7)		

※1の「農林地所有権移転等促進事業の実施に関する基本方針」欄は、法第5条第8項第1号の規定により、農用地の集団化等への配慮等農林地所有権移転等促進事業の実施に当たっての基本的な考え方を記載する。

※2の「移転される所有権の移転の対価の算定基準及び支払の方法」欄には、法第5条第8項第2号の規定により、移転の対価を算定するときの基準について記載する。

また、支払いの方法については、例えば、「口座振込」など支払い方法が明確になるよう記載する。

※3の「設定され、又は移転される地上権、賃借権又は使用貸借による権利の存続期間に関する基準」欄には、法第5条第8項第3号の規定により、存続期間を設定する基準について記載する。

※4の「設定され、又は移転される地上権、賃借権又は使用貸借による権利の残存期間に関する基準」欄には、法第5条第8項第3号の規定により、残存期間を設定する基準について記載する。

※5の「設定され、又は移転を受ける権利が地上権又は賃借権である場合における地代又は借賃の算定基準及び支払の方法」欄には、地代又は、借賃をどのように算定するのか、支払いの方法についてはどのように行うのかを記載する。

※6の「農林地所有権移転等促進事業の実施により設定され、又は移転される農用地に係る賃借権又は使用貸借による権利の条件」欄には、例えば、有益費の償還等権利の条件の内容を記載する。

※7の「その他農用地の所有権の移転等に係る法律関係に関する事項」欄には、農林地所有権移転等促進事業によって成立する当事者間の法律関係が明らかになるよう、「賃借借」「使用貸借」「売買」等を記載する。

## 6 活性化計画の目標の達成状況の評価等(※1)

事業が終了する年度の翌年度に、事業実施主体である標茶町が、定住人口の確保の達成状況等について評価を行い、評価内容の妥当性について第三者等の意見を聴いた上で、その結果を公表する。

### 【記入要領】

- ※1 施行規則第2条第5号の規定により、設定した活性化計画の目標の達成状況の評価について、その手法を簡潔に記載する。  
なお、当該評価については、法目的の達成度合いや改善すべき点等について検証する必要があるため、法施行後7年以内に見直すこととされていることにかんがみ、行われるものである。  
その他、必要な事項があれば適宜記載する。

### その他留意事項

- ①都道府県又は市町村は、農林水産大臣に活性化計画を提出する場合、活性化計画の区域内の土地の現況を明らかにした図面を下記事項に従って作成し、提出すること。
  - ・設定する区域を図示し、その外縁が明確となるよう縁取りすること。(併せて、地番等による表示を記述すること)
  - ・市町村が活性化計画作成主体である場合、5,000分の1から25,000分の1程度の白図を基本とし、都道府県が活性化計画作成主体である場合等区域の広さや地域の実情に応じて、適宜調整すること。スケールバー、方位を記入すること。
  - ・目標を達成するために必要な事業について、その位置がわかるように旗上げし、事業名等を明記すること。  
関連事業についても旗上げし、関連事業であることがわかるように記載すること。
- ②法第6条第2項の交付金の額の限度額を算出するために必要な資料を添付しなければならないが、その詳細は、農山漁村活性化プロジェクト支援交付金実施要綱(平成19年8月1日付け19企第100号農林水産事務次官依命通知)の定めるところによるものとする。

# 標茶町計画区域図

北海道川上郡標茶町

「この地図は国土地理院長の承認を得て同院発行の二十万分の一地形図を複製したものである。(承認番号) 平13.道復第 210 号」

## 標茶町管内図

《平成26年度》  
農業振興施設整備事業

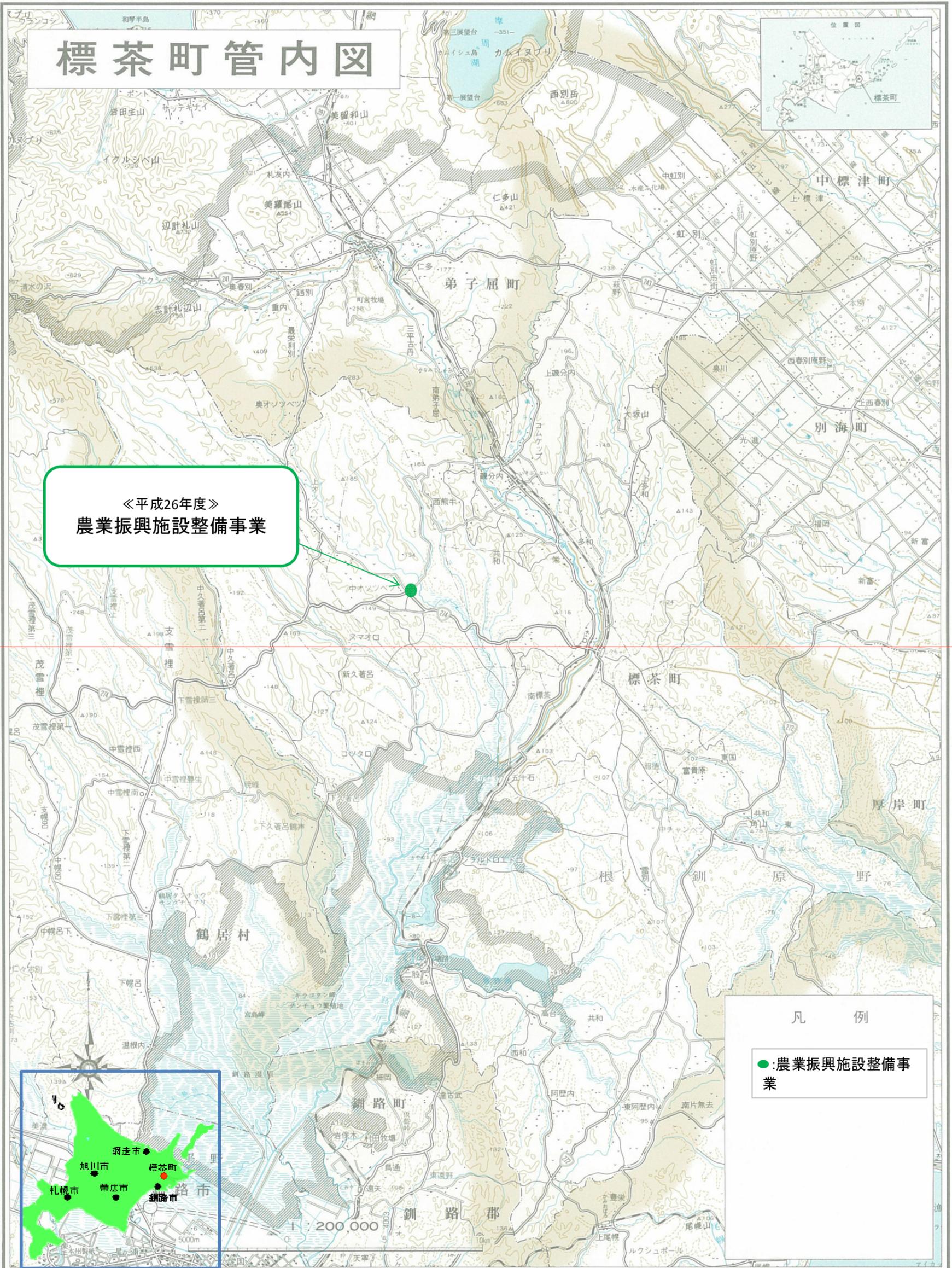
凡 例

●: 農業振興施設整備事業

標茶町役場

標茶町の位置

北海道地図株式会社釧路出張所  
電話 (0154) 22-3851



## 農山漁村活性化プロジェクト支援交付金交付対象事業別概要

計画主体名	計画期間
かわかみぐんしべちやちよう 川上郡標茶町	(平成25年度) 平成25年度～平成27年度

<連絡先>

担当課	電話番号	FAX番号	メールアドレス
農林課	015-485-2111(内線241)	015-485-4111	<a href="mailto:info@office.town.shibecha.hokkaido.jp">info@office.town.shibecha.hokkaido.jp</a>

【記入要領】

計画主体名

- ・市町村名にはふりがなをふる
- ・共同で作成する場合は、すべての計画主体を掲げるとともに、代表となる計画主体には(代表)と記載する。

計画期間

- ・計画期間は活性化計画の計画期間を記入すること。
- ・共同計画の場合は行を追加し、全ての計画主体の連絡先を記入すること。

連絡先

- ・当該交付金に係る連絡に利用できるメールアドレスを記入すること。

メールアドレス

## I 事業活用活性化計画目標

事業活用活性化計画目標	増加率等	増加率等の算出
	定住人口の確保	
事業活用活性化計画目標の設定根拠 新規就農研修生に対する住宅の確保と研修の場を整備することにより担い手の確保を図るとともに地域農業の安定化を図り、地域の交流拠点となっている公共施設の耐震補強等の実施により、町民誰もが望む安全・安心の日常生活が確保された社会を実現し、定住人口の確保を図る。 【現状】 H22～24年度 転入926名、転出1,107名、転出入率83.65% 【目標】 H25～27年度 転入940名、転出1,107名、転出入率84.91%  【算出方法】 計画区域における定住人口の確保(ポイント)=(計画期間内の転出入割合(%)(目標)－計画期間前の転出入割合(%)(現状)) 1.26ポイント=84.91%(H25～27)－83.65%(H22～24)		
事業活用活性化計画目標	増加率等	増加率等の算出
事業活用活性化計画目標の設定根拠		

事業活用活性化計画目標

- ・必要であれば適宜欄の拡大、行の追加をすること。
- ・事業活用活性化計画目標の項目は農山漁村活性化プロジェクト支援交付金実施要領の別紙に掲げる項目から選択するものとする。
- ・事業活用活性化計画目標の記載にあたっては「事業活用活性化計画目標の設定について」により記入すること。



(別添)

## 融資主体型支援助成対象者調書

標茶地区活性化計画（北海道川上郡標茶町）

NO	助成対象者名	住 所	代表者名

### 1 助成対象者の概要

<input type="checkbox"/> 1 農林漁業者等の組織する団体 <input type="checkbox"/> ①農業生産法人 <input type="checkbox"/> ②農事組合法人 <input type="checkbox"/> ③その他 <input type="checkbox"/> 2 参入法人
--

(注) 該当する経営体の□にチェックを入れること。

### 2 整備内容等

NO	整備内容 (機械施設名、規模、台数等)	実施 年度	着工(契約) 予定年月日	竣工予定年月日	農業機械の保管住所、施設の設置住所
1					
2					
3					

### 3 資金調達計画

NO	事業費(円) A	資金調達計画(円)				助成率 (%) B/A	融資率 (%) C/A	担 保 措置の 有 無	備 考 (助成限度率等)
		助 成 金 B	融 資 C	自己資金	その他				
1									
2									
3									
計									

(注) 整備施設を融資のための担保に供する場合は、□にチェックを入れること。

### 4 追加的信用供与支援の活用計画

項 目	資金調達のうち融資の概要	
	融 資 ①	融 資 ②
金 融 機 関 名		
融 資 名		
融資金額(円)		
償 還 年 数		
融資審査の進捗状況	借入予定 平成 年 月 日	借入予定 平成 年 月 日
農業信用基金協会による機関保証の利用	追加的信用供与支援の活用を希望する 追加的信用供与支援の活用を希望しない	追加的信用供与支援の活用を希望する 追加的信用供与支援の活用を希望しない

(注) いずれかの□にチェックを入れること。なお、機関保証利用の有無については、融資機関及び農業信用基金協会の審査によって希望に添えない場合があることに留意すること。

### Ⅲ 優先枠等を活用する事業に関する事項

(交付対象事業別概要)

#### 1 生産製造連携事業計画優先枠

優先枠の種類	事業メニュー名	地区名	優先枠に係る事業内容
1 生産製造連携事業計画優先枠			

#### 2 再生可能エネルギー供給施設整備優先枠

優先枠の種類	地区名	優先枠に係る事業内容
2 再生可能エネルギー供給施設整備優先枠		

#### 3 輸出促進条件整備事業

優先事項の種類	事業メニュー名	地区名	優先事項に係る事業内容
3 輸出促進条件整備事業			

- 【記入要領】
- ①必要であれば適宜欄の拡大、行の追加をすること。
  - ②優先枠を活用する事業とは、予算の優先枠(生産製造連携事業計画優先枠及び再生可能エネルギー供給施設整備優先枠)の対象となる事業であり、具体的には、要件類別番号30又は要件類別番号31を満たすものがその対象となる。
  - ③生産製造連携事業計画優先枠に係る優先枠事業を実施しようとする場合には、全体事業計画のうち、要件類別番号30に係る部分の事業内容について記載すること。
  - ④再生可能エネルギー供給施設整備優先枠に係る優先枠事業を実施しようとする場合には、全体事業計画のうち、要件類別番号31に係る部分の事業内容について記載すること。
  - ⑤事業メニューには、実施要領の別表1の事業メニュー名を記載すること。
  - ⑥地区名には、事業の実施地区名を記入すること。





計画主体名	北海道川上郡標茶町		
計画期間 実施期間	平成25年度～平成27年度 平成25年度～平成26年度	総事業費（交付金）	134,594千円（67,297千円）

## 1 計画全体について

項目	チェック欄	判断根拠
目標及び事業活用活性化計画目標が、農山漁村の活性化のための定住等及び地域間交流の促進に関する法律及び同法に基づき国が策定する基本方針と適合しているか	○	地域活動拠点施設整備及び新規就農研修生施設整備は定住人口の確保、定住者や来訪者の安全確保、新規就農者による新たな担い手の確保などによる農家世帯の減少の抑制や地域雇用・就業機会の拡大による定住の促進を目標に設定しており法及び基本方針に適合している。
市町村総合計画、農業振興地域整備計画、土地改良事業計画、森林・林業基本計画、特定漁港漁場整備事業計画その他各種関連制度・施策との連携、配慮、調和等が図られているか	○	標茶町第4期総合計画（H23～H32）において、コミュニティ活動の促進や防災対策の推進、担い手の育成（新規就農者支援）が掲げられており、町の長期的指針と合致している。
活性化計画及び交付対象事業別概要は関係農林漁業者をはじめとした地域住民等の合意形成を基礎としたものになっているか 活性化計画の策定にあたり、女性の意見や提案などを聞く機会を設けているか	○	町政懇談会や総合計画策定時のアンケート調査において住民の意見等を聴取しており、また、農業関係団体や整備地域住民、研修受入農場・農家との調整・協議は完了し、それらを踏まえた上で活性化計画を策定している。
事業の推進体制は確立されているか	○	地域活動拠点施設整備については、総務、企画財政、建設、農林の各部局と教育委員会が連携して事業推進する体制を確立している。  新規就農研修生施設整備については、標茶町及び標茶町農業協同組合などの関係機関による標茶町農業再生協議会で協議し推進体制が整っている。
目標及び事業活用活性化計画目標と事業内容の整合性が確保されているか	○	地域活動拠点施設整備については、拠点となっている公共施設の耐震補強等の実施により、安全・安心の日常生活が確保された社会を実現し、地域活動の促進と定住人口の確保が図られる。

		新規就農研修生施設整備については、町外の新規就農研修生を本町に迎え入れ研修し就農させていきますので、新規就農者の増加並びに定住確保につながり、目標の達成に資するものである。
計画期間・実施期間は適切か	○	計画期間については、H26に施設整備後、H27年度には新規就農研修生を14名迎え入れるため、目標達成へ支障ないと判断します。 事業期間については、早期の効果発現のため1年間としている。
交付金要望額は交付限度額（事業費×交付額算定交付率）の範囲内か	○	交付要望額については、交付限度額（算定交付率1/2）範囲内である。

2 個別事業について

項 目	チェック欄	判 断 根 拠
自力若しくは他の助成によって実施中又は既に完了した施設等を本交付金に切り替えて交付対象とするものでないか	○	地域活動拠点施設整備については、今回新規に取り組む事業であり、他事業から切り替えて実施するものではない。 新規就農研修生施設整備については、廃校となった校舎を改修し取り組む事業であり、他事業から切り替えて実施するものではない。
増改築等若しくは合体又は古材を利用した施設整備を行う場合は、農山漁村活性化プロジェクト支援交付金実施要領の運用に定める基準を満たしているか	—	該当しない。
交付対象とする施設等は減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第34号）別表等による耐用年数がおおむね5年以上のものであるか	○	地域活動拠点施設整備については、鉄骨造のもの：45年（磯分内酪農センター 昭和51年12月建設） （阿歴内公民館 昭和52年12月建設）  新規就農研修生施設整備については、今回申請予定の改修施設は、平成7年3月に建設された木造平屋の学校であります。大蔵省令第34号による耐用年数表によりますと、残存耐用年数は3年となります。 しかし、税法上、中古資産の法定耐用年数を求める方法とし簡便法があり、その方法で算定した場合（耐用年数の一部を経過した資産は耐用年数から経過年数を差引き、経過後の20％に相当する年数を加える事ができる。）では下記のとおりとなります。  $(\text{法定耐用年数}) - (\text{経過年数}) + \text{経過年数} \times 20\%$ $22\text{年} - 19\text{年} + 19\text{年} \times 20\% = 6\text{年}$ 以上の計算式により求めた耐用年数では6年のものとなりますので、おおむね5年以上のものであると判断します。
事業による効果の発現は確実に見込まれるか		
費用対効果分析の手法は適切か（農山漁村活性化プロジェクト支援交付金費用対効果算定要領（平成19年8月1日付け19企第106号農林水産省大臣官房長通知）により適切に行われ	○	農山漁村活性化プロジェクト支援交付金費用対効果算定要領により算定しており適切である。

ているか)		
上記の費用対効果分析による算定結果が1.0以上となっているか	○	<p>地域活動拠点施設整備については、年総効果額：6,983,785円（既存サークル等6,407,728円、維持管理費の減少分576,057円） 還元率 0.064563433（施設耐用年数は上記の通り） 総事業費 108,000,000円 よって算定結果 1.00</p> <p>新規就農研修生施設整備については、 投資効率 2.98 であり、適切である。</p>
事業内容、事業実施主体等については実施要綱等に定める要件等を満たしているか	○	<p>地域活動拠点施設整備については、事業実施要領別表の2（要件類別:24、実施主体:市町村）の要件（対象地域は五法指定地域等）を満たしている。</p> <p>新規就農研修生施設整備については、標茶町による新規就農者研修施設であり、実施要綱等に定める要件を満たしている。</p>
個人に対する交付ではないか、また目的外使用のおそれがないか	○	<p>町が事業実施主体であり、個人に対する交付及び目的外使用のおそれはない。 事業主体が施設改修後に設置・管理条例を設け施設利用を図ることとしており個人や目的外使用のおそれはない。</p>
施設等の利活用の見通し等は適正か		
地域間交流の拠点となる施設にあつては当該地区の入り込み客数や都市との交流状況（現状と今後の見込み）を踏まえているか	—	該当しない。
近隣市町村の類似施設等の賦存状況と利用状況等を踏まえているか。	○	<p>地域活動拠点施設整備については、他地区にも災害時の避難施設はあるが、乳幼児や高齢者等の災害弱者もいることから、地区毎に避難施設が必要。</p> <p>新規就農研修生施設整備については、近隣市町村に類似施設（宿泊機能を併せ持つ研修施設）は無い。</p>
利用対象者、利用時期など施設の利用形態を検討しているか	○	<p>国道や主要道付近に位置しており、利用者の利便性は高い。 また、町の新規就農者の受入に係る計画は関係機関で構成する推進体制で確立されており適正である。</p>
施設等の規模や設置場所、地域における他の施設との有機的な連携等、当該施設等の利用環境等について検討されているか	○	<p>当該施設でのイベントとSL冬の湿原号の運行等を連携させることで、観光客の立ち寄りも期待できる。 また、規模については、他の研修施設を参考に算出。場所については、効率性を重視し検討を重ねた結果決定さ</p>

			れたものである。
施設の利用や運営等に当たって、女性参画への配慮や促進のための取組がなされているか	○		各種委員への女性の参画を進めるとともに、女性団体への活動支援に努めている。 また、独身女性の就農希望者も募集することとしている。
事業費積算等は適正か			
過大な積算としていないか	○		<p>地域活動拠点施設整備については、公共建築改修工事標準仕様書等に基づき積算しており、過大な積算とはなっていない。</p> <p>新規就農研修生施設整備については、 居室への改修工事 (6戸分一研修生用5戸、管理人室1戸)</p> <p>① 内装工事～H24年に本町で実施した、移住対策としての平屋住宅の改修費を参考とした。2,700千円/戸 ② 浴室設置工事～ユニットバス設置工事 1,800千円 (町建設課による算定)</p> <p>小計 4,500千円/戸 × 6 = 27,000千円</p> <p>施設照明改修工事 (LEDへの改修) 10,000千円 H24及びH25に実施した酪農センターでの当該工事費を検討して算定。 設計費 3,000千円 町建設課による算定。 なお、実施設計を行い、適正な事業費執行に努める。</p> <p>以上により、過大な積算とはなっていない。</p>
建設・整備コストの低減に努めているか	○		設計基準等に基づきコスト低減を行っている。既存施設を有効に活用し最小限の施設整備とし、発注に当たっては競争入札による事業費の圧縮を図る。
附帯施設は交付対象として適正か(必要性はあるか、汎用性の高いものを交付対象としていないか)	○		<p>地域活動拠点施設整備については、耐震補強工事と付帯工事のみとしている。</p> <p>新規就農研修生施設整備については、付帯施設は計上していない。</p>
備品は交付対象として適正か(汎用性の高いものを交付対象としていないか)	—		汎用性の高い備品は対象外としている。

整備予定場所は、集客の立地性、農林漁業者の利便性等、施設の設置目的から勘案して適正か	○	国道や主要道付近に位置しており、利便性は高い。
施設用地が確保されている又は確保される見通しがしているか	○	既存施設を耐震補強するため用地は確保されている。町有地に建設された施設であるため問題ない。
体験交流機能に加え宿泊機能を備えた施設を整備する場合には、農山漁村活性化プロジェクト支援交付金実施要領の運用(平成19年8月1日付け19企第102号農林水産省大臣官房長通知)に定める基準を満たすとともに、その必要性について十分に検討しているか	—	該当しない。
交付対象は施設別上限事業費及び上限規模の範囲内か		
処理加工・集出荷貯蔵施設については、「強い農業づくり交付金実施要領」(平成17年4月1日付け16生産第8262号農林水産大臣官房国際部長、総合食料局長、経営局長通知)別記Ⅱの第1の2の(4)のウの基準に照らし適正であるか	—	該当しない。
地域間交流拠点については、延べ床面積㎡当たり29万円以内かつ延べ床面積1,500㎡以内であるか	—	該当しない。
地域連携販売力強化施設については、以下の内容を満たすものとなっているか		
地域内外又は地域間の相互連携の促進のための取組がなされているか	—	該当しない。
生産者の販売力強化・ブランド化等に資するために必要な施設であるか	—	該当しない。
1年を通して運営されるものであり、継続的に雇用と所得を生み出す施設であるか	—	該当しない。
6次産業化や女性参画の促進に寄与する施設であるか	—	該当しない。
事業実施主体の負担(起債、制度資金の活用等を含む)について十分検討され、適正な資金調達計画と償還計画が策定されているか	○	企画財政部局と協議済み。
入札方式は一般競争入札又はこれと同等の競争性のある契約方式によるなど適切なものとなっているか。一般競争入札に付さない場合は、その理由は明確か	○	町の告示により13億円以下の工事は指名競争入札とすることができるため、指名競争入札とする。
整備後において施設の管理・運営が適正に行われる見込みであるか		
維持管理計画は適正か(施設の管理・更新に必要な資金は検討済みか)	○	地域活動拠点施設整備については、町条例に基づき、標茶町が適正に管理・運営を行う。 新規就農研修生施設整備については、施設設置管理条例を

		制定し、指定管理者制度を活用する。 指定管理を町内の農業生産法人「TACSしべちゃ」 に行わせる予定。
収支を伴う施設等にあつては収支計画を策定しているか。また、事業費が5,000万円以上のものについては経営診断を受け、適正なものとなっているか	○	地域活動拠点施設整備については、該当しない。  新規就農研修生施設整備については、施設設置管理条例で居室の利用料を規定し維持管理していく。
他の事業との合体施行等の場合、事業費の按分等が適正に行われているか	—	該当しない。
他の事業への重複申請（予定も含む。）はないか （ある場合には、事業名を記載すること。）	—	該当しない。

注1 項目について該当が無い場合はチェック欄に「—」を記入すること。

2 活性化計画を公表する場合、事前点検シート及び判断の根拠となった資料についても併せて公表するものとする。